

【「国立公園等整備事業の適切な執行に関する懇談会」への提出意見書】

平成 27 年 1 月 27 日

自然公園等工事における総合評価落札方式の適用等について

一般社団法人 日本造園建設業協会

平素は、造園建設業界の発展のために格別のご高配を賜り、厚く感謝申し上げます。

造園建設業に携わる私どもは、安全かつ快適で緑豊かな環境づくりの推進を社会的使命と心得、技術・技能の研鑽の努力を重ねながら、多年にわたる公園・緑地等を通じた施工経験やこれまでに蓄積した技術を礎に自然環境の整備・保全・管理に関わる総合的な技術の向上と適正な施工体制の整備に不断の努力を続けてまいりました。

しかしながら、10 数年にわたる公共事業費の削減、価格競争の激化、デフレによる経済停滞などにより経営・雇用環境が悪化し、少子・高齢化の進行による技術・技能者の高齢化や若年入職者の減少、技術・技能の承継の困難化などの諸課題が顕在化したところであります。

このため、技術力の適正な評価、公共工事設計労務単価の引上げ、ダンピング受注防止対策の強化など受注環境改善について関係発注機関に要望する一方、国家資格等の取得促進による中核的技術・技能者の育成、安全衛生管理の徹底、社会保険等未加入対策に取り組むなど造園建設業の持続的な発展にむけた諸活動を進めているところであります。

このような中、昨年 6 月には「担い手 3 法」が成立し、インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するための法制度等の整備がなされ、造園建設業界が抱える諸課題を解消する道筋が敷かれたところであり、その実効ある運用に大きな期待を寄せているところであります。

つきましては、「国立公園等整備事業の適切な執行に関する懇談会」における自然公園等工事に係わるご検討に当たり、「担い手 3 法」の趣旨に沿って、下記に掲げる事項につきまして格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 総合評価落札方式の適用について

① 総合評価落札方式の適用範囲の拡大

自然環境共生工事の発注に当たっては、価格に加え価格以外の技術力、施工能力などの要素も総合的に評価する総合評価落札方式の適用範囲の拡大をお願い申し上げます。

② 総合評価落札方式のタイプ設定

自然環境共生工事における総合評価落札方式の適用に当たっては、小規模で難易度が低い工事等について競争参加者の過度の負担が生じることのないタイプの設定をお願い申し上げます。

2. 総合評価落札方式における評価項目について

① 施工計画・技術提案の評価項目

- 簡易な施工計画（発注者側が設定した課題について、現地の環境条件を踏まえて適切に記述されているかを評価）

② 企業の技術力の評価項目

- 過去 15 年間の同種・類似工事の施工実績
- 過去 5 年間における工事成績
- 過去 5 年間における優良工事表彰（他の公共事業も対象とする。）
- 地理的条件及び施工体制
（施工する都道府県内における本支店・営業所の有無）
- 過去 5 年間の災害協定等に基づく活動実績
- 過去 5 年間の環境保全に関する活動実績
- 品質管理・環境マネジメントシステムの取組
（ISO9001 及び 14001 の認証取得状況）
- 登録造園基幹技能者の活用実績
- 新規技術系職員の雇用実績

③ 配置予定技術者の技術力の評価項目

- 同種・類似工事の施工実績
- 造園技能士、街路樹剪定士、植栽基盤診断士等の資格取得
- 造園 CPD の取組状況

3. 適切な競争参加資格要件の設定について

① 本店・支店・営業所の地域要件

維持管理工事や地域性の高い造園技術・技能を要する工事を除き、環境事務所管内へ拡大をお願い申し上げます。

② 専任技術者要件

入札公告において「これと同等以上の資格を有する者」と記載し、入札説明書に「1級造園施工管理技士」等と記されている場合もあることから、専任技術者要件については入札公告においてすべて明記するようお願い申し上げます。

③ 施工実績要件

過去の同種工事及び類似工事の施工実績については、狭い地域要件などの厳しい要件の設定は行わず、個別の工事特性（工事の目的、規模等の条件、工法等の技術特性、植生・地形等の自然条件、周辺地域環境等）に応じて技術的観点から必要な条件を設定するようお願い申し上げます。

4. ダンピング受注の排除について

ダンピング受注を排除する観点から、適切な総合評価方式等を設定されるようお願い申し上げます。

5. 適用ガイドラインの公表について

① 総合評価落札方式の適用ガイドライン

総合評価落札方式による工事への入札参加の促進を図るため、その適用の全体像が把握できるよう、総合評価落札方式の適用範囲、総合評価実施手順（総合評価タイプ・加算点、評価項目・評価点・評価基準）、評価結果公表等を定める「総合評価落札方式の適用ガイドライン」の公表をお願い申し上げます。

② 低入札価格調査制度適用ガイドライン

ダンピング受注は、造園建設業の健全な持続的な発展を阻害し、労働条件の悪化や安全対策の不徹底による労働災害の発生等につながりやすく、若手入職者の確保にも多大な支障が生じます。

つきましては、低入札価格調査制度の運用にあたり、低入札価格調査の調査基準価格、調査の内容、監督・検査の強化等の手続きの流れやその具体的な内容に関する適用ガイドラインの公表をお願い申し上げます。

6. 工事性格・特性に応じた入札契約方式について

自然環境共生工事のうち伝統的な造園技術・技能の活用などを必要とする場合にあっては、随意契約方式の適用をお願い申し上げます。

7. 適正な利潤確保のための予定価格の設定について

最新の労務単価、資材等の実勢価格の予定価格への反映、施工実態や現場特性等に即した積算基準の適用、積算単価の設定等により適正な利潤の確保が可能となるようお願い申し上げます。

8. 適正な工期設定について

工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期の設定をお願い申し上げます。

9. 造園工事に該当する自然環境共生工事の取扱いについて

建設業法上の造園工事の内容・例示に該当する工事は、工事発注に当たり造園工事として適切に発注されるようお願い申し上げます。

【参考】建設業法による造園工事の内容・例示（(H26.12.25から適用)

造園工事の内容	造園工事の例示
整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事

◆ 区分の考え方

- 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

以上